

機 械 警 備 仕 様 書

1 警備の対象

- (1) 所在地 群馬県高崎市江木町700番地
- (2) 対象物件 群馬県立高崎工業高等学校
- (3) 対象範囲 校舎等及び甲の敷地内

2 共通的业务

- (1) 本仕様書は、警備業務の概要を示すもので、本書に明記されていない事項で他との関連、その他軽微な業務について、甲が必要と認めた業務は、甲乙協議のうえ実施するものとする。
- (2) 警備装置の種類・個数・設置場所及び仕様は、別紙機械警備対象一覧及び警備図面のとおりとする。
 - ・これらの機器類及び取付工事、配線工事に掛かる経費は、落札業者が負担する。
 - ・機械警備に掛かる通信は、落札者の専用回線とする。
 - ・機器類、配線等は新品を使用すること。
- (3) 乙は、添付図面に示すとおり、契約対象物件に設置された警備装置によって伝達される異常の有無を、(4)に定めるところに従って監視し、異常に対して本仕様書に定めるところに従い対処する。
- (4) (3)の目的のため、乙は警備業務実施時間中の担当者を定め、契約対象物件にかかる異常の有無を中断なく監視するとともに、常に警備員との連絡を保持する。
- (5) 本契約において、甲は緊急連絡先5名以上を定め、連絡優先順位を明示するものとする。
なお、甲は緊急連絡先、連絡優先順位を変更するときは、事前に遅滞なく、その旨文書で乙に通知するものとする。
- (6) 警備業務遂行のため、乙が甲より鍵の預託を受けた場合は預かり書を発行し責任をもってこれを保管管理するものとする。
又、甲は警備装置の操作のため、乙より預託された鍵について責任をもって管理するものとする。
本契約が解除されたとき又は終了したとき、甲及び乙は、その保管する鍵を直ちに相手方に返還する。
- (7) 乙は、警備業務実施時間中に契約対象物件に事故が発生したときは、遅滞なく当該事故の状況、その他詳細について甲に報告書を提出するものとする。
- (8) 警備装置の操作は次による。
 - ①警備開始時の甲の取り扱い
甲の最終退出者は、防火・防犯及びその他の事故防止に必要な措置をとり、確認ランプにより各警報装置のセット状況を確認し、機器をセットし退出する。
 - ②警備開始時における乙の取り扱い
乙は、甲の最終退出者のセット操作により、自動的に標示される警戒信号を確認し警備を開始する。

- ③警備終了時における甲の取り扱い
甲の最初の入室者は、セット解除操作により解除を行う。
- ④警備終了時における乙の取り扱い
乙は、甲の最初の入室者のセット解除操作により、自動的に標示される解除信号を確認し警備を終了する。
- ⑤甲は、甲の都合により警備装置をセットする時刻が22時00分を超える場合は、乙に対してその日の17時00分までに通知するものとする。
- (9) 甲は、乙の警備業務の処理状況について随時に調査し、若しくは、必要な報告をもとめ、又、警備業務の処理に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。
- (10) 校舎等に設置された警備装置の機能については、乙は毎月1回保守点検を行うものとし、その結果を甲に報告するものとする。
- (11) (10)の他に定期報告として甲の承認を得た乙所定の報告書により月次報告を行うこと。

3 防犯業務

- (1) 乙の提供する防犯業務とは、契約対象物件にかかる盗難及びその他の不良行為の予防、若しくは、早期発見及びその拡大防止のための業務をいうものとする。
乙の防犯業務は、(4)に定める時間帯において、警報装置が警戒状態にセットされているときに限るものとする。
- (2) 乙は、契約対象物件に設置した警備装置により検出される異常情報に基づき業務提供をなすものとし、警備装置の種類・個数・設置場所は別添図面に示す。
- (3) 乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく警備員を契約対象物件に急行させ、異常事態の内容の確認を行い、必要な処置を執るとともに、必要と認めたときは遅滞なく電話にて警察機関に通報し、緊急出動の要請を行うものとする。
又、乙は前項の業務遂行に際し必要と認めたときは、定められた順序に従って甲のいずれかの緊急連絡先に遅滞なく電話連絡し、現場確認のための出動を要請するものとする。
- (4) 警備基準時間は下記のとおりとする。
- | | |
|-----------------|--------------|
| 平日 | 21:45～翌日7:15 |
| 平日(長期休業日) | 18:00～翌日7:15 |
| 土曜日・日曜日・祝日・甲の休日 | 7:15～翌日7:15 |
- なお、甲は一時的に警備基準時間を変更しようとする場合は、事前に乙に通知しなければならない。

4 防火業務

- (1) 乙の提供する防火業務とは、警備装置又は甲の所有に属する、乙の認めた自動火災報知設備(以下「甲の機器」という。)によって感知される、契約対象物件にかかる火災異常の監視業務並びに火災異常を受信したときにおける消防機関への通報業務及び緊急対処の業務をいうものとする。
- (2) 業務提供時間は終日とする。

- (3) 乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく契約対象物件内の指定された電話に架電し、火災発生と判断したときは直ちに電話にて消防機関に通報し、緊急出動を要請するものとし、同時に警備員を現場に急行させ必要な処置を執るものとする。
- (4) 契約対象物件内の指定された電話に架電するも連絡不能の場合は、乙は遅滞なく警備員を現場に急行させ、火災の有無の確認を行うとともに、必要と認めた場合は電話にて消防機関に通報し、緊急出動を要請するものとし、警備員に必要な処置を執らせるものとする。
- (5) 乙は、警備装置が全面警戒状態にセットされている状態において異常情報を受信したときは、乙は遅滞なく警備員を現場に急行させ、必要な処置を執るとともに、電話にて消防機関に通報し、緊急出動を要請するものとする。
- (6) 乙は、防災業務遂行に際し必要と認めたときは、遅滞なく定められた順序に従って甲のいずれかの緊急連絡先に電話連絡し、現場への出動を要請するものとする。
- (7) 甲は、甲の機器の作動不正常及びその他の故障については、修理、復旧をその責任において速やかに行うものとし、甲の機器が甲により修理、復旧されるまでの間、乙の業務の提供は停止されるものとする。
- この場合において、業務停止期間中の契約料金については、何ら変更はないものとする。
- (8) 甲は、甲の責任において甲の機器の定期的保守点検を行い、その正常作動を保持しなければならない。
- ① 甲は、甲の機器の保守点検を実施するときは、その事前及び事後に乙に連絡しなければならない。甲は、点検時に甲の機器の移報停止又は主ベル停止を行わないものとする。
- ② 甲は、甲の機器に変更を加えるときは、15日前までに乙に通知しなければならない。甲の任意の変更により発生した損害については、乙は一切その責めを負わないものとする。
- ③ 甲の機器の正常作動の保持がなされず、乙の業務提供が混乱し、甲の安全確保に支障が生じると乙が判断した場合、乙は甲に対し甲の機器の改修、交換もしくは当該甲の機器の保守業者の変更を求めることができる。
- (9) 移報対象となる甲の機器は次のものとする。

自動火災報知機	メーカー名	能美防災(株)
	型式番号	FCS188P、P1-130L、受第9-122-3号

5 その他確認事項

甲及び乙は、本契約を実施するにあたり、以下の事項に同意する。

- (1) 甲は、警報装置のセット又は解除ができない場合は、直ちに乙に電話連絡するものとする。
- (2) 甲は、所定の時刻より相当前（早出の場合は6時00分以前）に警報装置を解除する場合は、事前にその旨を乙に通知しなければならない。
- (3) 甲は、乙が業務を提供している時間中に契約対象物件に臨時に入場する場合には、事前に乙に対し、入場者の氏名、入場予定時刻及び退出予定時刻等を通知したうえ、警報装置を解除して入場するものとする。退出にあたっては、事前にその旨を乙に通知したうえ、警報装置をセットするものとする。
- (4) 甲は、警報装置がき損した場合は、直ちに乙に通知しなければならない。

- (5) 甲は、可燃物及び侵入の足場となる恐れのあるものの整理を行うほか、契約対象物件に隣接する建物の増改築その他周囲の状況の変化により警備計画の変更が必要と認められる場合は、遅滞なく乙に連絡するものとする。
- (6) 甲は、停電、電話回線の不通、警察・消防署からの通知その他乙の業務に関係すると甲において認められる事項を、その都度遅滞なく乙に連絡するものとする。
- (7) 甲は、警備装置をセットするときは、契約対象物件について、扉・窓等の施錠、残留者の有無、ガス・水道等の元栓、灰皿等の火気その他を点検し、異常がないことを確認するものとする。
- (8) 前号に定める異常の有無確認のけ怠により、警報装置のセット前からの潜入、潜伏者による盗難、破損その他の損害が生じたときは、乙にその損害につき賠償責任を負わないものとする。
- (9) 甲は、消火器を定期的に点検するとともに防火設備の周辺を常に整理し、消火器・防火設備の使用に支障をきたさないようにしなければならない。
- (10) 契約対象物件内の改善を要する不完全箇所がある場合、甲は、速やかに所要の措置をとるものとする。
- (11) 乙は、業務遂行に必要な範囲において契約対象物件内の甲の電話を使用することができるものとする。
- (12) 乙の契約対象物件における火災の有無の確認は、乙がその出入口の鍵の預託を受けてない施錠された部屋については、外部よりの確認を限度とする。
- (13) 上記のほか、特別の協定すべき事項が発生したときは、その都度甲乙協議のうえ、文書をもって取り決めるものとする。